

# 令和5年 第1回定例会 口頭報告

(令和5年2月21日)

令和4年度 定期監査第三期の結果について、ご報告いたします。

今回は、区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室及び選挙管理委員会事務局を対象に、主に令和3年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が3点、及び監査委員意見が1点ございました。

指摘事項の1点目は、「契約事務の適正な執行について」でございます。

契約事務規則第3条第2項により、130万円未満の工事については、契約事務を処理する権限が部長に委任されており、所管課は、その責任において適正に契約事務を執行することとされております。

ところで、住区推進課の契約事務を監査したところ、住区センターの洋便器化工事について、工事内容、契約請求決定日、履行期限が同一である130万円未満の工事が7件ありました。7件の予定価格を合計すると399万8,500円であるため、契約課を通して

1件の契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っておりました。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であります。

指摘事項の2点目は、「行政財産目的外使用許可使用料の徴収について」でございます。

足立区行政財産使用料条例第6条において、使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収すること、また、同条ただし書きでは、区長等が特別の理由があると認めるときは分割して納付させることができると規定しております。

ところで、福祉管理課の使用料徴収事務について監査したところ、区有施設上空を通過する特別架空送電線の使用料について、分割による徴収計画に基づき、令和4年度分の使用料を使用開始する日までに徴収すべきところ、特別な理由なく使用開始後の令和4年9月に調定を行い、徴収しておりました。

使用料を徴収する前に使用させていたのは、本条例に反するものであります。

指摘事項の3点目は、「施設の安全管理について」でございます。

高齢福祉課では、介護保険事業者支援施設条例に基づき、介護保険事業者に対し長期的に区有施設を利用させ、その施設の修繕及び工事に関する事務を行っております。

ところで、特別養護老人ホームの修繕及び工事について監査したところ、建築基準法第12条に基づく定期点検において、非常用照明装置の不点灯箇所について、器具または蓄電池の交換が必要であることが指摘されましたが、その修繕工事は約11か月後に行われておりました。

不良箇所の存在を認識しつつ、非常用照明装置の修繕を速やかに行わなかったことは、常時介護が必要な入所者が生活している施設を所有する区として安全管理に問題があると言わざるを得ません。

以上、3点について、今後このようなことが繰り返されないよう、必要な改善措置を講じるよう指摘をいたしました。

監査委員意見は、地域調整課が、「多文化共生推進計画」の施策として、令和2年度より事業を実施している「『外国にルーツを持つ児童・生徒等に対する学習支援』事業について」に関するものでございます。

事業内容は、外国にルーツを持ち日本語指導が必要で、学習支援を必要とする区内在住の小中学校生・高校生、高校未進学者及び高校中退後未進学者等に対し、居場所を兼ねた学習支援を行うものであります。

本事業の実施結果を見ると、令和2年度は、定員50名のところ、定員充足率は44%、登録者1名当たりの平均費用は51万円となっております。令和3年度は、事業者をプロポーザル方式で選定し、契約金額が約2倍に上昇する一方、定員充足率は52%、登録者1名当たりの平均費用は81万円となった結果、登録者1名を増やすためのコストは248万円となっております。

以上のように、本事業の実施結果を概観したところ、令和3年度の事業の効率性が極めて悪化していることから、契約状況や事業実施状況について監査したところ、問題が3点認められました。

問題の1点目は、「契約予定価格の設定プロセスについて」でございます。

令和3年度契約にあたって契約予定価格を設定するにあたり、AとBのふたつのNPO法人から、下見積りを徴して参考としておりましたが、A法人とB法人の見積金額が大きく乖離しているにもかかわらず、単純に下見積額を平均したと考えられる額を契約予定価格として設定しておりました。

また、令和4年度契約にあたって、目標定員を50名から40名に変更したことによる、契約金額変更について検討すべきにもかかわらず、検討が為された形跡が認められませんでした。

これらの予定価格決定プロセスは、「予定価格は適正に定めなければならない」旨、規定された契約事務規則第19条第2項に照らして、不適切であると思われれます。

問題の2点目は、「実績評価プロセス及び内容の妥当性について」でございます。

本事業については、令和3年度の実績評価において高評価とされた場合、翌年度も契約更新されることを前提に、プロポーザル方式で事業者選定を行っております。実績評価委員会の評価プロセス及び内容を見ると、

- ① 評価項目として、最も重要と思われる事業成果の項目がないこと
- ② 定員充足率に関する全評価委員の評点が、予め決められた評価基準に反し、高い評点が付されていることなど

評価の公正性に疑念を抱かせる点がございました。

問題の3点目は、「実績報告書の内容について」でございます。

本事業は、プロポーザル事業であり、PDCAサイクルを通じた事業改善を図ることが期待されております。しかし、事業の実績報告書には、事業者としての事業結果の分析、評価、次年度に向けた課題と改善方策、特に定員充足率向上に向けた対応策が具体的に示されておらず、事業の効果的な改善に資するものになっていないと思われまます。

以上のとおり、本事業には、予定価格の設定、事業評価及び実績報告書等事業管理に不適切な点が散見され、経済性、効率性、有効性、及び合規性の観点から改善すべき点が認められます。

本区は、23区中3番目に外国人居住者が多く、多文化共生の推進は大きな政策課題であり、本施策の重要性は高いものとなっております。

プロポーザル方式による事業者選定の利点を活かしてPDCAサイクルを適切に機能させ、事業成果が向上するよう、本事業の改善を求める旨、監査委員意見を付しております。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第三期の報告とさせていただきます。